

○川俣町移住・二地域居住支援金実施要領

令和3年10月1日

告示第64号

改正 令和4年4月20日告示第44号

令和4年11月15日告示第103号

(趣旨)

第1条 川俣町移住・二地域居住支援金交付事業の実施に関する取扱いについては、川俣町移住・二地域居住支援金交付要綱（令和3年川俣町告示第63号、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「民間借家」の定義は、所有者が不動産所得又は事業所得として家賃を申告している物件をいう。ただし、公営住宅、社宅、寮は除く。

2 前項に定めるもののほか、この要領における用語の定義は、要綱に定めるところに準じる。

(交付対象者の要件)

第3条 申請者が、移住・二地域居住支援金を受けるために申請時において満たすべき要件は以下のとおりとし、第1号及び第2号の要件を満たすことを必要とする。

(1) 移住又は二地域居住等に関する要件

次に掲げるアからウに該当すること。

ア 移住元・二地域居住元に関する要件について、次に掲げる事項に該当すること。

(ア) 移住又は二地域居住の直前に、連続して3年以上、本町外の地域に在住していたこと。

イ 移住先・二地域居住先に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和3年10月1日以降に移住又は二地域居住の開始をしたこと。

(イ) 移住・二地域居住支援金の申請時において、転入後又は二地域居住の開始後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 自らの意思で、本町外から本町に定住（移住・二地域居住支援金の申請日

から1年以上、継続して居住又は二地域居住)し、就業すること。

(エ) 本町内の民間借屋を自らの資金で賃借していること。

ウ その他の要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本町へ移住して地域の活動に参加する意思を有している又は現に参加していること。ただし、家庭の状況等で参加が困難な場合は除く。

(イ) 過去に移住・二地域居住支援金の交付を受けた者ではないこと(過去に移住・二地域居住支援金の交付を受け返還命令の対象となった者、虚偽の申請等が判明した者を含む。)

(ウ) かわまた移住支援給付事業補助金交付要綱(令和元年川俣町告示第60号)、川俣町二地域居住支援金(福島県外からの二地域居住)者交付要綱(令和3年川俣町告示第58号)又は福島県が施行する12市町村移住支援金交付事業において交付対象となる者ではないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(オ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(カ) 町税等を滞納していないこと。

(キ) その他、町長が移住・二地域居住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるアからカに該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、又は、自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。

イ 申請時に就業の実態を確認できること。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業を行っていないこと。

エ 公序良俗に反する業務を行っていないこと。

オ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定する風俗営業等)を行っていないこと。

(3) 世帯に関する要件（申請者の世帯が2人以上の場合）

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 申請者と同居する世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。

(交付対象者の登録)

第4条 要綱第5条の移住・二地域居住支援金交付対象者の登録においては、「川俣町移住・二地域居住支援金交付対象者登録届出書（第1号様式）」を提出すること。

(移住・二地域居住支援金交付申請)

第5条 要綱第6条の移住・二地域居住支援金交付申請においては、次の各号に掲げる書類を提出すること。

(1) 川俣町移住・二地域居住支援金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）

(2) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）のコピー

(3) （移住の場合）移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

(4) （二地域居住の場合）公共料金（水道、ガス等）契約書等の写し

(5) （二地域居住の場合）住民票謄本の写し（現住地、在住期間を確認できる書類）

(6) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの

ア 自ら事業を営んでいる場合

自ら事業を営んでいることが分かる資料

イ ア以外の場合

(ア) 就業先法人の就業証明書（第3号様式）

(イ) 健康保険証又は雇用保険証のコピー

(7) 住居を証明する書類（賃貸契約書のコピー）

(8) 移住・二地域居住支援金の交付申請に関する誓約事項（第4号様式）

(9) 移住・二地域居住支援金に係る個人情報の取扱い同意書（第5号様式）

(10) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 要綱第7条第1項の交付の決定については、「川俣町移住・二地域居住支援

金交付決定兼確定通知書（第6号様式）」により通知するものとする。

2 要綱第7条第2項の不交付の決定については、「川俣町移住・二地域居住支援金不交付決定通知書（第7号様式）」により通知するものとする。

3 町長は、第1項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（交付請求）

第7条 要綱第8条の交付請求においては、「川俣町移住・二地域居住支援金交付請求書（第8号様式）」を提出すること。

（交付申請及び交付請求の取り下げ）

第8条 要綱第10条の交付申請の取り下げにおいては、「川俣町移住・二地域居住支援金交付申請取り下げ申出書（第9号様式）」を提出すること。

2 要綱第10条の交付請求の取り下げにおいては、「川俣町移住・二地域居住支援金交付請求取り下げ申出書（第10号様式）」を提出すること。

（交付決定の取り消し等）

第9条 要綱第11条第2項の交付決定の取消しにおいては、「川俣町移住・二地域居住支援金交付決定取消通知書（第11号様式）」により通知するものとする。

2 要綱第11条第3項により移住支援金の全部又は一部を返還させるときは、「川俣町移住・二地域居住支援金返還命令書（第12号様式）」により行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第10条 申請者が移住・二地域居住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「川俣町移住・二地域居住支援金交付決定通知書再交付願（第13号様式）」を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第11条 町長は、第13号様式の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「川俣町移住・二地域居住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（第14号様式）」により、当該申請者に交付する。

（現況の報告）

第12条 要綱第14条の現況報告においては、「川俣町移住・二地域居住支援金現況届（第15号様式）」により報告すること。

（移住者の転出・二地域居住の終了の報告）

第13条 移住支援金の交付を受けた者は、移住・二地域居住支援金の申請日から1年を経過する日までの間に、転出しようとする場合又は二地域居住を終了しようとする場合は、「転出・二地域居住終了報告書（第16号様式）」により町長に報告しなければならない。

（二地域居住者の転居報告）

第14条 支援金の交付を受けた二地域居住者は、移住・二地域居住支援金の申請日から1年を経過する日までの間に、生活の本拠を置く住所又は二地域居住先の住所を変更しようとするときは、「転居先報告書（第17号様式）」により町長に報告しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第44号）

（施行日）

1 この告示は、令和4年4月20日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前に川俣町移住・二地域居住支援金交付要綱（令和3年川俣町告示第63号）第5条の規定による届出をした者への第3条第1号のウの（ア）の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第103号）

この告示は、令和4年11月15日から施行する。